平成２７年（フ）第３８８号
熊本県上益城郡甲佐町大字糸田1344番地
債務者　井芹　元治
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５７号
山形県天童市鎌田本町３丁目３番13号　レオパレスメープル206号、申立時の住民票上の住所青森市大字筒井字八ツ橋1403番地10
債務者　最上　与夢
1　決定年月日時　平成27年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
青森市大字羽白字沢田735番地
債務者　小倉　一保
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３００号
神奈川県厚木市三田南２丁目９番２号　メゾン1209―101、前住所東京都八王子市寺田町432番地　グリーンヒル寺田　203―１
債務者　吉澤真里子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３０３号
神奈川県伊勢原市沼目４丁目36番６号　サクレ・クール沼目101号、前住所神奈川県平塚市大神2035番地の９　いちごはうす204号
債務者　前島　智美（旧姓有賀）
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３１３号
神奈川県平塚市御殿３丁目25番18号　リヨン湘南105号、前住所神奈川県藤沢市城南２丁目５番23―105号
債務者　植村　千晶
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３２１号
神奈川県秦野市平沢1161番地の１　ボヌール秦野Ⅱ　203号
債務者　増川　秀子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３２４号
神奈川県厚木市岡田１丁目11番７号
債務者　岩田　祐子
1　決定年月日時　平成27年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５９４号
名古屋市緑区東神の倉１丁目2010番地　グランドヒルズ神の倉301号
債務者　谷上　文子
1　決定年月日時　平成27年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８５３号
愛知県小牧市篠岡１丁目６番地　県営篠岡住宅８棟201号
債務者　金子留美子
1　決定年月日時　平成27年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

免責許可決定

平成２７年（フ）第９号
鹿児島県南さつま市加世田小湊8308番地
破産者　福島　りさ
1　決定年月日　平成27年８月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（フ）第４４号
千葉県木更津市江川1496番地２
破産者　岩瀬　マリセル　デ　ヘスス
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２８０号
千葉県市川市妙典５丁目16番23―303号（グリーンフォレスト）、申立時の住所兵庫県三田市あかしあ台３丁目28番地６棟101号
破産者　青木　杏子
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目45番地の30　ボアヴィラージ東園田　103号、前住所兵庫県尼崎市食満５丁目23番10―202号
破産者　森田　　孝
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２００号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目14番20号　ハイムグランツ305、前住所東京都中野区野方６丁目47番２号　メゾンローリエ106
破産者　三井　隆之
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２２号
兵庫県西宮市甲子園浦風町９番28―507号、前住所兵庫県西宮市浜甲子園２丁目18番13号
破産者　山本　富子
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３９号
兵庫県西宮市田近野町７番１―705号
破産者　原本　裕子
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４５号
兵庫県芦屋市川西町６番８号　エトワール芦屋103
破産者　藤井　隆司
1　決定年月日　平成27年８月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係